

飯能市の都市計画

令和4年度版



阿須小久保線(岩沢陸橋) 令和4年3月

飯能市建設部都市計画課

目 次

1 市の概要	
(1)市の位置	1
(2)市の沿革	1
(3)人口	1
2 都市計画	
(1)都市計画の意義	4
(2)都市計画マスタープラン	4
(3)都市計画の決定	4
(4)都市計画の決定手続	5
(5)都市計画提案制度	7
3 土地利用	
(1)都市計画区域	8
(2)市街化区域及び市街化調整区域	9
(3)用途地域	11
(4)防火地域及び準防火地域	15
(5)地区計画	15
(6)生産緑地地区	17
4 都市施設	
(1)都市計画道路	17
(2)駅前交通広場	21
(3)都市公園	21
(4)下水道	24
(5)その他の施設等	26
5 市街地開発事業	
(1)土地区画整理事業	27

1 市の概要

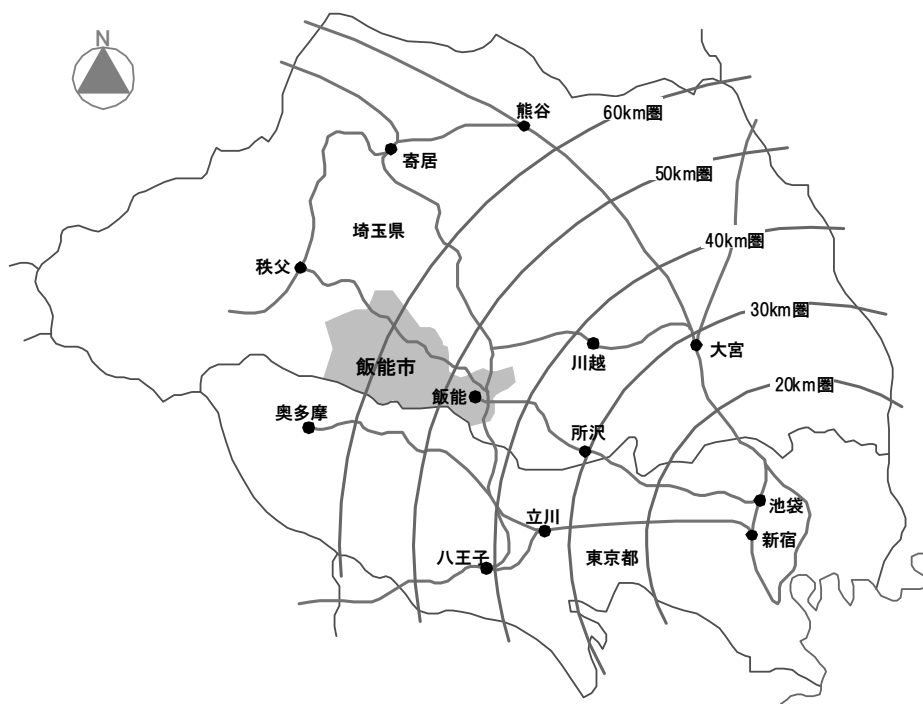
(1)市の位置

本市は、埼玉県の南西部にあり、都心から約50km圏に位置し、市域は、南東から北西に細長く、行政区域面積は19,305haである。

また、市域の約75%を森林が占めており、県立奥武蔵自然公園の中核をなしている。

※国土地理院では、国土の面積を最新のデジタル地図(電子国土基本図)を用いて計測を行うことで、高精度な面積を算定することが可能となりました。この計測方法の変更と計測の基礎となる地図の切り替えによって、平成26年以降の本市の面積は19,316haから19,305haに変わりました。(国土地理院発表:平成27年3月6日)

位置図



(2)市の沿革

昭和18年に飯能町、加治村、精明村、南高麗村、元加治村の1町4村が合併、昭和29年に県内9番目の市制を施行、飯能市となった。同年、元加治地区と新光の一部を分離、昭和31年に吾野村、東吾野村、原市場村の3村と、平成17年1月1日には名栗村と合併し現在に至っている。

(3)人口

本市の人口は、市制施行以来自然増加による緩やかな伸びを示してきたが、総人口の減少や都心回帰傾向により、現在は減少傾向に転じている状況である。

今後は、人口減少に歯止めをかけるべく、活力ある都市をめざして、豊かな自然の中でいきいきと子育てのできる環境づくりと、都市的な活気を兼ね備えたまちづくりなどの政策を積極的に推進する。

人口・人口集中地区の推移

国勢調査：各年10月1日現在

年度	人口(人)	増加率(%)	人口集中地区(DID)※		
			面積(ha)	人口(人)	人口密度(人/ha)
昭和35年	44,153	—	140	13,877	99
昭和40年	47,825	8.3	170	16,322	96
昭和45年	52,066	8.9	290	19,382	67
昭和50年	55,926	7.4	400	22,637	57
昭和55年	61,179	9.4	660	33,296	50
昭和60年	66,550	8.8	730	38,482	53
平成2年	73,214	10.0	780	43,025	55
平成7年	80,535	10.0	760	45,472	60
平成12年	83,210	3.3	833	51,495	62
平成17年	84,860	2.0	835	51,734	62
平成22年	83,549	-1.5	854	52,828	62
平成27年	80,715	-3.4	868	53,104	61
令和2年	80,361	-0.4	924	55,074	60

※人口集中地区(DID)

人口密度の高い調査区(原則として人口密度1km²あたり約4,000人以上)が隣接して人口5,000人以上を有する地区。平成12年から美杉台の一部がDID区域に加わった。



市街地中心部の街並み

飯能市人口表

令和4年4月1日現在

大字名	住民基本台帳人口									
	世帯数	日本人			外国人			総人口		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
山手町	540	617	625	1,242	9	9	18	626	634	1,260
山本町	453	442	456	898	8	12	20	450	468	918
八幡町	688	707	748	1,455	15	11	26	722	759	1,481
新東町	626	648	603	1,251	7	35	42	655	638	1,293
柳町	434	414	445	859	9	11	20	423	456	879
柳仲町	777	661	726	1,387	14	10	24	675	736	1,411
稲荷町	725	698	727	1,425	12	10	22	710	737	1,447
南町	407	396	441	837	4	8	12	400	449	849
飯能町	478	445	446	891	8	6	14	453	452	905
大字 飯能町	736	846	834	1,680	18	13	31	864	847	1,711
大原町	97	118	116	234	2	1	3	120	117	237
大字 原久町	148	168	166	334	2	-	2	170	166	336
大字 中下町	70	69	66	135	-	1	1	69	67	136
大字 1,284	1,428	1,458	2,886	14	28	42	1,442	1,486	2,928	
大字 久須美町	92	107	106	213	-	-	-	107	106	213
大字 小瀬町	186	203	204	407	1	2	3	204	206	410
大字 小瀬町	239	293	276	569	-	2	2	293	278	571
大字 小瀬町	202	203	201	404	1	-	1	204	201	405
大字 永田町	300	315	316	631	-	2	2	315	318	633
大字 永田町	576	518	558	1,076	17	17	34	535	575	1,110
大字 永田町	387	406	392	798	13	12	25	419	404	823
大字 永田町	303	316	314	630	-	3	3	316	317	633
大字 永田町	154	216	213	429	1	-	1	217	213	430
大字 永田町	191	244	220	464	27	7	34	271	227	498
大字 永田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大字 永田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大字 永田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大字 永田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大字 永田町	153	174	184	358	1	1	2	175	185	360
大字 永田町	155	157	165	322	1	-	1	158	165	323
大字 永田町	43	55	57	112	-	-	-	55	57	112
大字 永田町	466	496	501	997	9	7	16	505	508	1,013
大字 永田町	81	96	86	184	-	1	1	98	87	185
大字 永田町	70	96	75	171	2	-	2	98	75	173
大字 永田町	118	123	118	241	-	2	2	123	120	243
大字 永田町	283	232	271	503	-	2	2	232	273	505
大字 永田町	4,800	5,232	5,232	10,464	123	114	237	5,355	5,346	10,701
大字 永田町	732	821	823	1,644	10	13	23	831	836	1,667
大字 永田町	455	495	489	984	6	7	13	501	496	997
大字 永田町	2,731	2,905	2,791	5,696	48	50	98	2,953	2,841	5,794
大字 永田町	1,713	2,067	1,979	4,046	24	11	35	2,091	1,990	4,081
大字 永田町	2,760	2,980	3,074	6,054	36	30	66	3,016	3,104	6,120
大字 永田町	278	281	236	517	1	2	3	262	237	519
大字 永田町	194	226	238	464	3	-	3	229	238	467
大字 永田町	475	527	548	1,075	-	4	4	527	552	1,079
大字 永田町	335	379	353	732	5	1	6	384	354	738
大字 永田町	355	474	463	937	3	3	6	477	466	943
大字 永田町	169	192	205	397	1	2	3	193	207	400
大字 永田町	318	368	367	735	4	7	11	372	374	746
大字 永田町	234	247	266	513	2	1	3	249	267	516
大字 永田町	498	581	609	1,190	14	11	25	595	620	1,215
大字 永田町	772	843	890	1,733	3	4	7	846	894	1,740
大字 永田町	364	551	542	1,093	3	8	11	554	550	1,104
大字 永田町	437	672	696	1,368	2	4	6	674	700	1,374
大字 永田町	423	469	492	961	3	1	4	472	493	965
大字 永田町	123	147	146	293	1	-	1	148	146	294
大字 永田町	103	121	135	256	-	1	1	121	136	257
大字 永田町	51	65	54	119	-	-	-	65	54	119
大字 永田町	137	137	152	289	-	1	1	137	153	290
大字 永田町	66	68	77	145	2	1	3	70	78	148
大字 永田町	27	31	30	61	1	-	1	32	30	62
大字 永田町	142	154	152	306	1	-	1	155	152	307
大字 永田町	210	198	224	422	1	1	2	199	225	424
大字 永田町	105	115	108	223	1	-	1	116	108	224
大字 永田町	173	207	179	386	4	5	9	211	184	395
大字 永田町	175	167	171	338	2	3	5	169	174	343
大字 永田町	698	772	749	1,521	3	5	8	775	754	1,529
大字 永田町	496	527	515	1,042	3	6	9	530	521	1,051
大字 永田町	253	285	286	571	3	2	5	288	288	576
大字 永田町	477	533	475	1,008	3	6	9	536	481	1,017
大字 永田町	412	418	410	828	4	4	8	422	414	836
大字 永田町	429	457	414	871	3	3	6	460	417	877
大字 永田町	196	212	182	394	1	2	3	213	184	397
大字 永田町	117	114	104	218	-	-	-	114	104	218
大字 永田町	51	47	43	90	-	1	1	47	44	91
大字 永田町	183	189	176	365	2	1	3	191	177	368
大字 永田町	183	188	178	366	-	2	2	188	180	368
大字 永田町	126	129	131	260	1	-	1	130	131	261
大字 永田町	6	5	5	10	-	-	-	5	5	10
大字 永田町	7	4	6	10	-	-	-	4	6	10
大字 永田町	120	120	125	245	-	-	-	120	125	245
大字 永田町	62	66	50	116	1	-	1	67	50	117
大字 永田町	253	220	203	423	1	1	2	221	204	425
大字 永田町	394	354	380	734	1	1	2	355	381	736
大字 永田町	452	445	458	903	-	1	1	445	459	904
合計	35,732	38,714	38,725	77,439	525	532	1,057	39,239	39,257	78,496

出典：飯能市ホームページ 町名(大字)別世帯人口

2 都市計画

(1)都市計画の意義

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることが目的である。その基本理念については、都市計画法の中で「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」として規定されている。この都市計画の目的を実現するためには、国及び地方公共団体が都市計画の適切な遂行に努めると共に、都市の住民も協力し、良好な都市環境の形成に努めることが責務とされている。

(2)都市計画マスタープラン

平成5年6月の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」施行により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)」を定めることとされた。都市計画マスタープランは、まちづくりの基本的な方向を示すものであり、市町村ごとに独創性を発揮して策定されるものである。よって、住民の理解と参加のもとで策定する必要があり、意見を反映させる機会等を設けることが重要である。

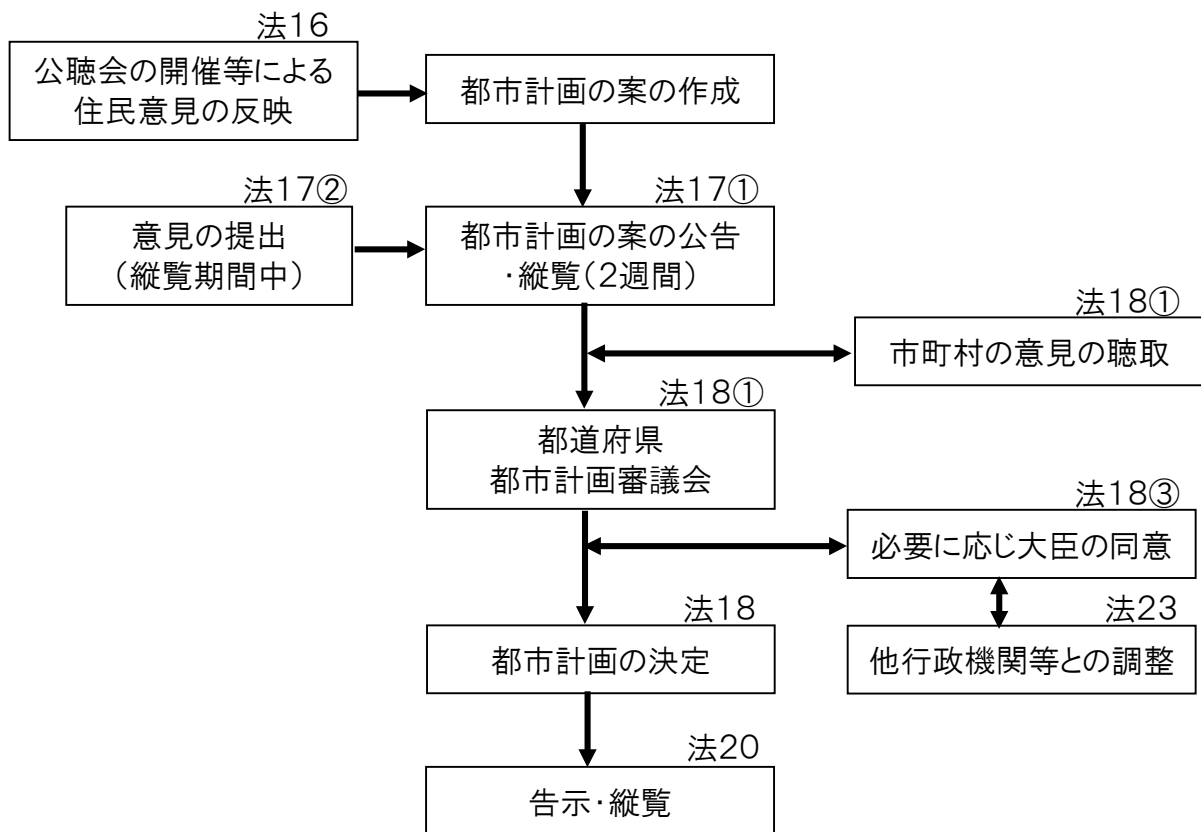
本市では、平成8年度からワークショップを開催するなどして、「地区別土地利用計画」とあわせて策定を進め、平成11年3月に公表した。その後、市の諸計画や社会情勢等の変化に対応するため、平成21年3月、平成29年3月にそれぞれ改訂を行った。

(3)都市計画の決定

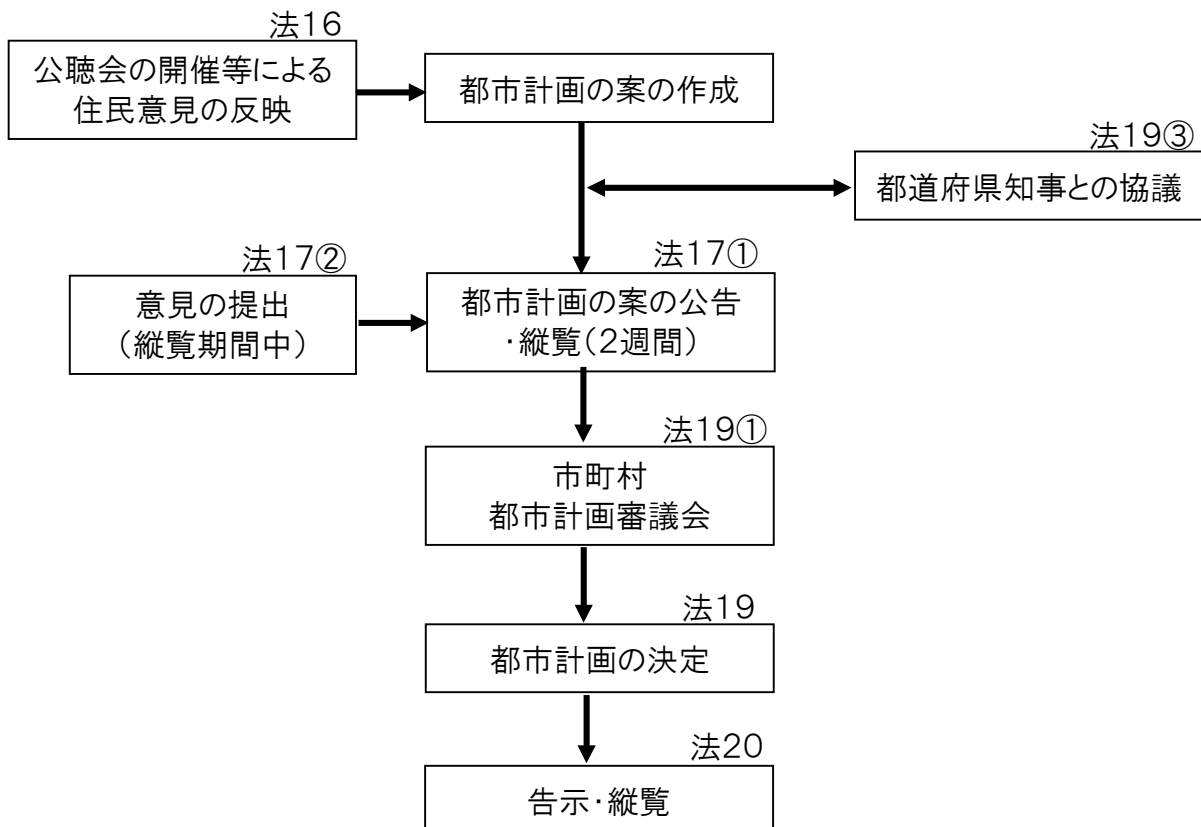
都市計画を定めるためには一定の手続が必要であり、またその都市計画には、都道府県が決定するものと、市町村が決定するものがある。前者は都市計画の中で広域的見地から定める必要のあるもの、後者はその他のものについて定めることとなっている。

(4) 都市計画の決定手続

◆ 県決定の場合 ◆



◆ 市決定の場合 ◆



主な都市計画の決定権限一覧

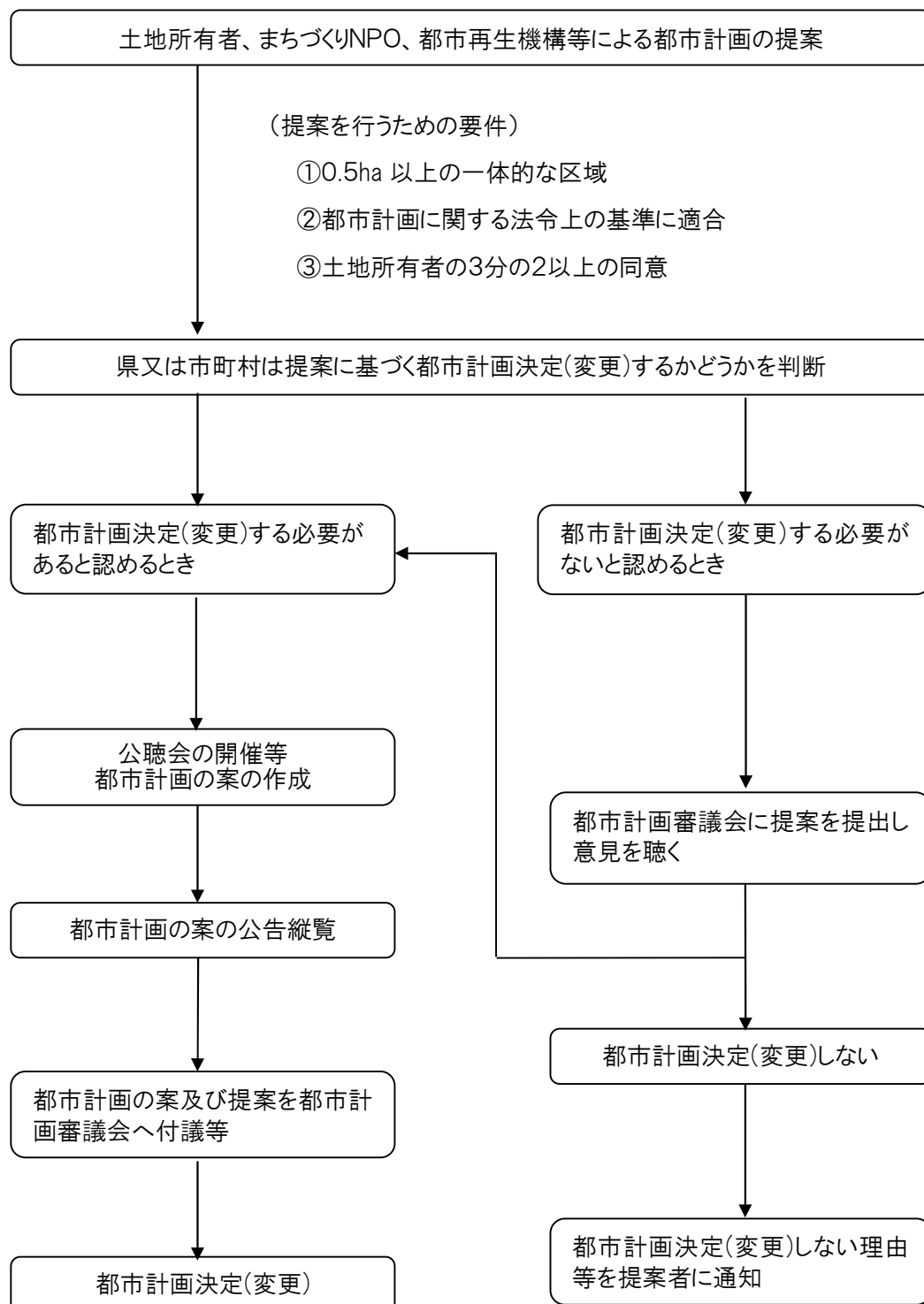
都市計画の内容			市町村決定	県決定		
				県又は政令市	県のみ	
都市計画区域					●	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針				●		
区域区分				●		
都市再開発方針等				●		
地域地区	用途地域	既成市街地、近郊整備地帯	●			
		その他	●			
	特別用途地区		●			
	高度地区・高度利用地区		●			
	特定街区		●			
	防火地域・準防火地域		●			
	景観地区		●			
	風致地区	面積10ha以上	2以上の市町村の区域		●	
			その他	●		
		面積10ha未満	●			
	駐車場整備地区		●			
	流通業務地区			●		
	生産緑地地区		●			
都市施設	自動車専用道路	高速自動車国道		●		
		その他		●		
	一般国道			●		
	都道府県道	4車線以上		●		
		4車線未満		●		
	その他の道路	4車線以上	●			
		4車線未満	●			
	公園・緑地	面積10ha以上	国が設置するもの		●	
			県が設置するもの		●	
		面積10ha未満	●			
下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域		●		
		その他	●			
	流域下水道 その他	●		●		
汚水処理場、 ごみ処理施設	産業廃棄物処理施設		●			
	その他	●				
河川	一級河川			●		
	二級河川		●			
	準用河川	●				
図書館、その他の教育文化施設		●				
市街地 開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超		●		
		その他	●			
	面積50ha以下		●			
	市街地再開発事業	面積3ha超		●		
面積3ha以下		●				
地区計画等			●			

出典：埼玉県ホームページ 都市計画の決定

(5) 都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正(平成15年1月1日施行)により創設された制度で、土地所有者等が一定の条件を満たしたうえで都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。ただし、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発方針」等に関するものを除きます。(法第21条の2)

<都市計画提案制度のながれ>



3 土地利用

(1) 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を策定する場であり、都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲をいう。

具体的には、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を都道府県が指定する。

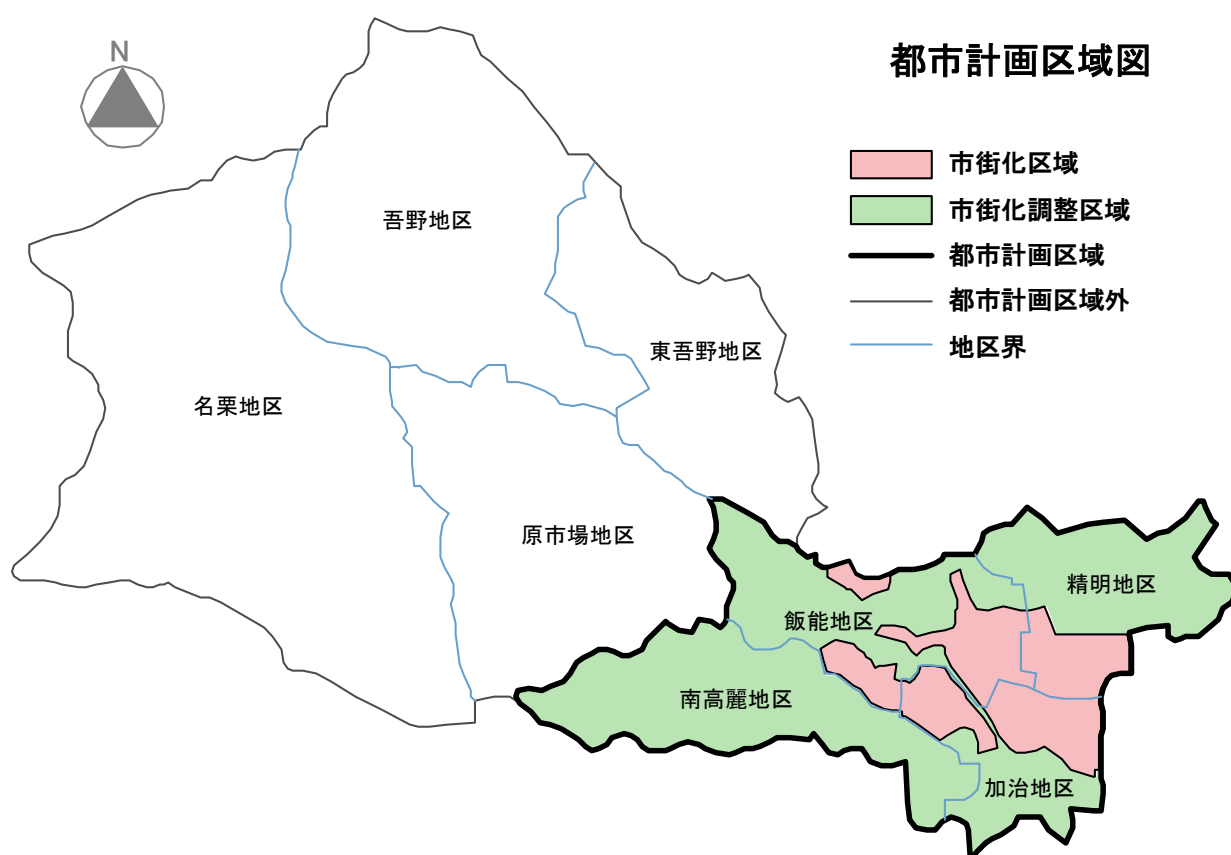
本市では、昭和19年5月31日に現在の市域の約29%にあたる5,566haについて、都市計画区域の指定を受けた。その後、昭和29年4月1日に元加治地区及び新光の一部が本市から分離、昭和60年11月15日に日高市との行政区域境界の変更を行ったことに伴い、都市計画区域の変更を行い、現在の5,012ha(吾野、東吾野、原市場及び名栗地区は区域外)となった。

区域別面積

令和4年4月1日現在

区域区分	面積(ha)	比率(%)	地区名
都市計画区域	5,012	25.9	飯能、精明、加治、南高麗
都市計画区域外	14,304	74.1	吾野、東吾野、原市場、名栗
計(市域)	19,316*	100.0	

※計測方法の変更により市の面積が19,305haに変わりましたが、第8回区域区分の見直しに合わせ面積を変更する予定です。



(2)市街化区域及び市街化調整区域

人口や産業が都市に集中するようになると、道路や公園、下水道といった基本的な生活環境施設が整っていない市街地の周辺部まで家が建ち並び、無秩序な市街化(スプロール化)が形成される。無秩序な市街化を防止し、良好な都市を形成していくために都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度(線引き制度)がある。

① 市街化区域

市街化区域とは、優先的かつ計画的に市街化を進める区域で、具体的には「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域」によって構成され、この区域では用途地域の指定、都市施設(道路、公園、下水道等)の整備や市街地開発事業が積極的に行われる。

本市においては、昭和45年8月25日、既に市街地を形成している旧飯能地区の一部と今後市街地開発事業等により市街化を図るべく、加治、精明地区の各一部を含む802haについて市街化区域として決定した。その後、昭和54年3月第1回見直しにより、土地区画整理事業及び民間宅地開発事業による計画的な市街地形成を図ることが確実となった飯能南台地区、武蔵丘地区等の約190ha、次いで、昭和60年11月第2回見直しにより、市街地の西方約2～3kmに位置する丘陵地、飯能大河原地区約138haが、また、平成元年7月の随時編入により民間宅地開発事業による飯能日高団地地区約46haが、市街化調整区域から市街化区域へそれぞれ編入された。また、平成3年12月第3回見直しにより、双柳北部地区の約13.5haが計画的な市街地整備の実施が確定するまでの間、市街化区域から用途地域を残したまま市街化調整区域に変更された。

平成6年1月随時編入では、住宅・都市整備公団(現:都市再生機構)の土地区画整理事業による飯能南台第二地区約49.1haが市街化区域に編入され、平成10年11月第4回見直し時に計測方法の変更により区域内面積を修正し、平成18年3月第5回見直しにより、宅地開発の計画中止に伴い計画的な市街地形成の見込みがなくなった武蔵丘地区約73.2haが市街化区域から市街化調整区域に変更された。

平成19年8月28日には、双柳北部地区約13.5haを市街化区域への再編入を行い本市の市街化区域は1,144haとなった。

②市街化調整区域

市街化調整区域とは、市街化区域とは反対に市街化を抑制する区域で、都市基盤整備は原則として行われない。

本市では、市街地北東部の精明地区の一部は農振農用地区域に指定され、都市近郊農業が展開されている。一方、奥武蔵自然公園に指定されている西部山地部、入間川、天覧山、多峯主山等は自然景観に富んでおり、自然地として保全を図る必要がある。このようなことから市街化調整区域に決定されたものである。なお、本市の区域区分の内訳は次のとおりである。

区域別面積※

令和4年4月1日現在

区域区分	面積(ha)	比率(%)
市街化区域	1,144.0	22.8
市街化調整区域	3,868.0	77.2
計 (都市計画区域)	5,012.0	100.0

※計測方法の変更により市の面積が変更されたことから、区域別面積についても第8回区域区分の見直しに合わせ変更する予定です。

区域別人口の推移

都市計画基礎調査：各年 10月1日現在・単位：人

	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
都市計画区域	45,684	50,997	54,983	59,895	65,911	67,199	68,045	68,519	67,668	68,773
市街化区域	32,919	37,544	41,167	45,311	50,129	51,084	52,003	52,916	53,797	55,168
市街化調整区域	12,765	13,453	13,816	14,584	15,782	16,115	16,042	15,603	13,871	13,605

市街化区域及び市街化調整区域の決定・変更の経緯

決定・変更日	市街化区域 面積(ha)	内 容
S45.08.25 県 0976	802.0	当初決定
S54.03.30 県 0539	992.0	第1回見直しにより飯能南台、武蔵丘地区ほか約 190ha 市街化区域へ編入
S60.11.15 県 1804	1,130.0	第2回見直しにより飯能大河原地区約 138ha 市街化区域へ編入
H01.07.07 県 0861	1,176.0	随時編入により飯能日高団地地区約 46ha 市街化区域へ編入
H03.12.24 県 1766	1,162.5	第3回見直しにより双柳北部地区約 13.5ha 市街化調整区域へ変更
H06.01.14 県 0053	1,211.6	随時編入により飯能南台第二地区約 49.1ha 市街化区域へ編入
H10.11.27 県 1538	1,203.7	第4回見直しにより区域内面積修正約 7.9ha(区域の変更なし)
H16.04.27 県 921	1,203.7	平成12年度実施の都市計画基礎調査結果に基づく目標人口の見直し(区域区分の変更なし)
H18.03.31 県 0595	1,130.5	第5回見直しにより武蔵丘地区約 73.2ha 市街化調整区域へ変更
H19.08.28 県 1308	1,144.0	随時編入により双柳北部地区約 13.5ha 市街化区域へ編入
H25.08.09 県 1130	1,144.0	第6回見直し(区域区分の変更なし)
H29.01.27 県 84	1,144.0	第7回見直し(区域区分の変更なし)

(3)用途地域

用途地域は、土地利用の基本的内容を示すもので、健全で円滑な都市活動を確保するため市街化を図る市街化区域に定めることとされている。

人口や産業が集中し、種々雑多な活動が行われている都市においては、放置しておくとなかなか用途や形態の建物が混在し、騒音、日照等の生活環境の悪化、生産活動、交通等の都市機能の混乱が生じる恐れがある。そこで、このようなことが起こらないように地域別に建物の用途、床面積、形態等についてお互いに守るべき最低限のルールを定めているのが用途地域制度である。

住居系

①第一種低層住居専用地域

低層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

中山、双柳、岩沢等の市街地周辺部や美杉台、永田台地区等の丘陵地における大規模開発地区に配置されている。

②第二種低層住居専用地域

主として低層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

稲荷町、南町、大字久下の一部に配置されている。

③第一種中高層専用住居地域

中高層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

中山及び双柳土地区画整理事業施行済み区域や市街化の進行が著しい川寺、笠縫、岩沢、双柳等の市街地周辺部などに配置されている。

④第二種中高層専用住居地域

主として中高層の住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域である。

笠縫土地区画整理事業区域や双柳の補助幹線的な道路沿いに配置されている。

⑤第一種住居地域


住居の環境を保護するために定められた地域である。

中心市街地の周辺部や鉄道、幹線道路沿い等に配置されている。

⑥第二種住居地域

主として住居の環境を保護するために定められた地域である。

市役所周辺に配置されている。

⑦準住居地域 

道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するために定められた地域である。

JR 八高線以東の国道 299 号線沿いに配置されている。

⑧田園住居地域

農業の利便の保護を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な環境を保護するために定められた地域である。

本市では配置されていない。

商業系

⑨近隣商業地域 

近隣の住宅地の住民に対する日用品を供給する建物が立地する地域である。


飯能駅前通り線等 3 本の道路沿いに配置されている。

⑩商業地域 

各都市の中心部で、商業施設が多く立地する地域である。

飯能駅周辺部から東飯能駅周辺部にかけて配置されている。

工業系

⑪準工業地域 

軽工業の工場の多くが立地する地域である。

入間川左岸沿いの川寺地区、双柳地区の市街化区域北側界、飯能茜台地区の一部に配置されている。

⑫工業地域 

主に工場が立地するための地域である。

飯能駅南側の入間川左岸沿いと本市の東部で入間市に隣接している双柳、新光及び岩沢地区、飯能茜台地区の一部に配置されている。

⑬工業専用地域

重工業の工場等が立地するための地域である。

本市では配置されていない。

用途地域指定状況

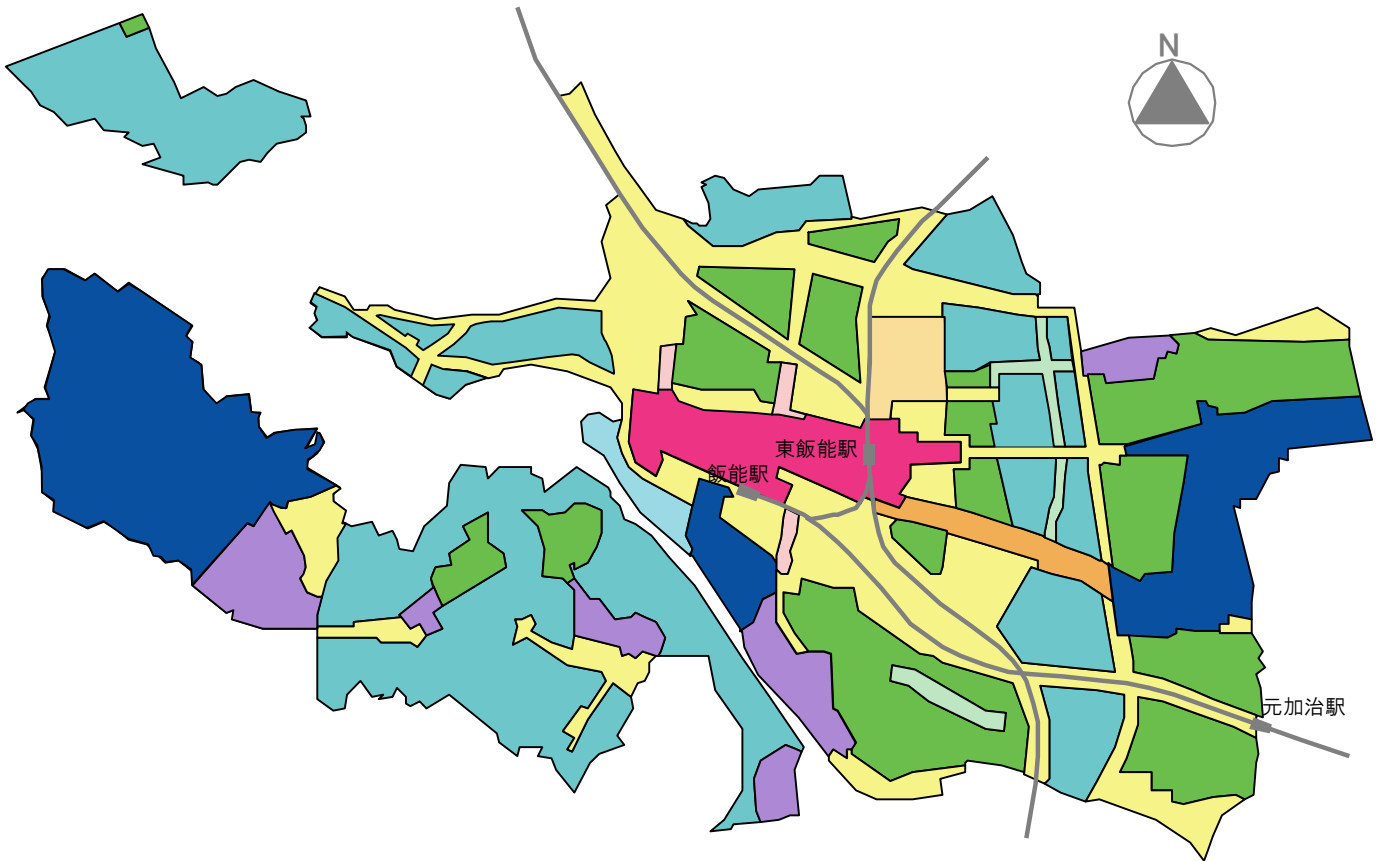
令和4年4月1日現在



用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
第一種低層住居専用地域	50、60	80、100	314.1	27.5
第二種低層住居専用地域	60	100	8.4	0.7
第一種中高層住居専用地域	60	200	210.6	18.4
第二種中高層住居専用地域	60	200	11.9	1.0
第一種住居地域	60	200	282.3	24.7
第二種住居地域	60	200	14.9	1.3
準住居地域	60	200	12.9	1.1
近隣商業地域	80	200	4.6	0.4
商業地域	80	400	51.1	4.5
準工業地域	60	200	57.5	5.0
工業地域	60	200	175.7	15.4
計			1,144.0	100.0

用途地域変更の決定・変更の経緯

決定・変更日	面積(ha)	内 容
S41.12.28 建 4204	622	当初指定
S45.12.28 県 1589	802	新都市計画法施行に伴う用途地域の変更及び住居専用地域の決定(4種類+2専用地域)
S48.12.28 県 1644	802	都市計画法の一部改正に伴う変更(4種類→8種類)
S51.08.20 県 1122	802	一部変更(浄化センター→工業系)
S54.03.30 県 0540	992	第1回線引き見直しに伴う変更(市街化区域編入)
S60.11.15 県 1805	1,130	第2回線引き見直しに伴う変更(市街化区域編入)
S63.07.19 県 1042	1,130	一部変更(飯能南台地区)
H01.07.07 県 0862	1,176	随時編入に伴う変更(市街化区域編入)
H06.01.14 県 0063	1,225	随時編入に伴う変更(市街化区域編入)
H07.12.22 県 1742	1,217.2	新用途地域に係る指定替え(住居系用途地域細分化)
H16.03.30 県 0591	1,217.2	一部変更(美杉台地区の一部、及び南台第二地区)
H17.11.11 県 0493	1,217.2	一部変更(征矢町の一部)
H18.03.31 県 0596	1,144.0	一部線引き見直しに伴う変更(武蔵丘地区)
H19.08.28 県 1309	1,144.0	一部変更(双柳北部地区の一部)
H21.10.06 県 1335	1,144.0	道路線形変更に伴う一部変更(飯能駅前通り線沿道地区)
H21.10.06 県 1335	1,144.0	道路線形変更に伴う一部変更(阿須小久保線沿道地区)
H23.03.29 県 388	1,144.0	土地利用計画変更に伴う変更(飯能大河原地区)
R02.07.01 市 200	1,144.0	飯能大河原線開通に合わせた見直しに伴う変更(大字飯能及び山手町の一部)

用途地域指定状況図



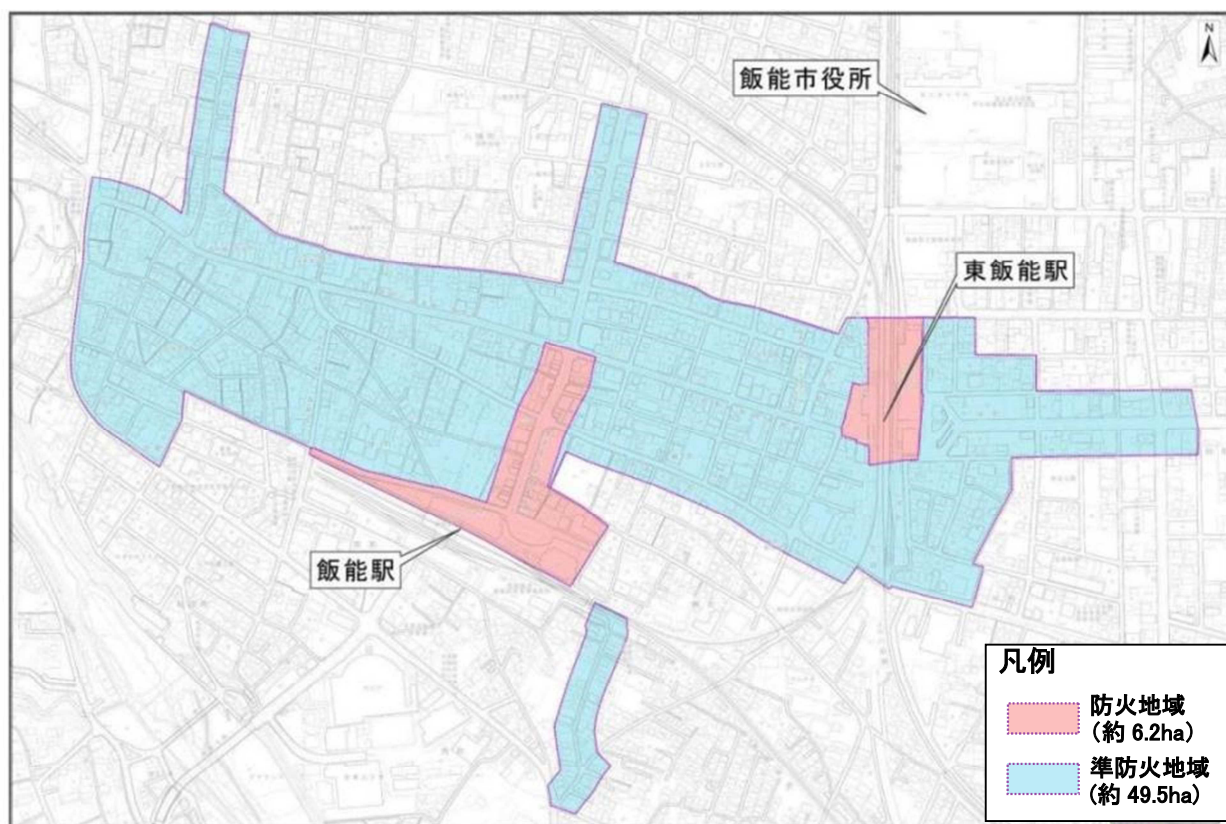
- | | | |
|--|---|---|
|  第一種低層住居専用地域 |  第一種住居地域 |  商業地域 |
|  第二種低層住居専用地域 |  第二種住居地域 |  準工業地域 |
|  第一種中高層住居専用地域 |  準住居地域 |  工業地域 |
|  第二種中高層住居専用地域 |  近隣商業地域 | |

(4)防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の延焼被害を抑えることを目的に、建て替え等の際に建築物等の規模や階数等に応じて、建築物等に一定の耐火性能や防火性能を満たすことを義務づけることにより、建物の不燃化、難燃化を促進するため指定するものである。

本市では、令和2年7月1日(飯能市告示第199号)に、商業地域及び近隣商業地域の全域(約55.7ha)において防火地域及び準防火地域を指定した。指定区域においては準防火地域を基本とし、飯能駅・東飯能駅周辺、飯能駅北口駅前通り線沿いについては、商業関連施設が多く不特定多数の人が集まることや既に高い防火性能を有する建物が多いことから防火地域とした。

防火地域及び準防火地域 指定図



(5)地区計画

地区計画制度とは、一体的に整備及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項、その他土地利用の制限に関する事項を総合的かつ一体的に一つの計画として定め、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を誘導・規制することによって、地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備及び保全を図ろうとするものであり、市町村が地区住民等の意向を十分反映しながら策定する都市計画である。

平成26年2月7日、飯能大河原地区地区計画の名称を飯能茜台地区地区計画へ変更した。

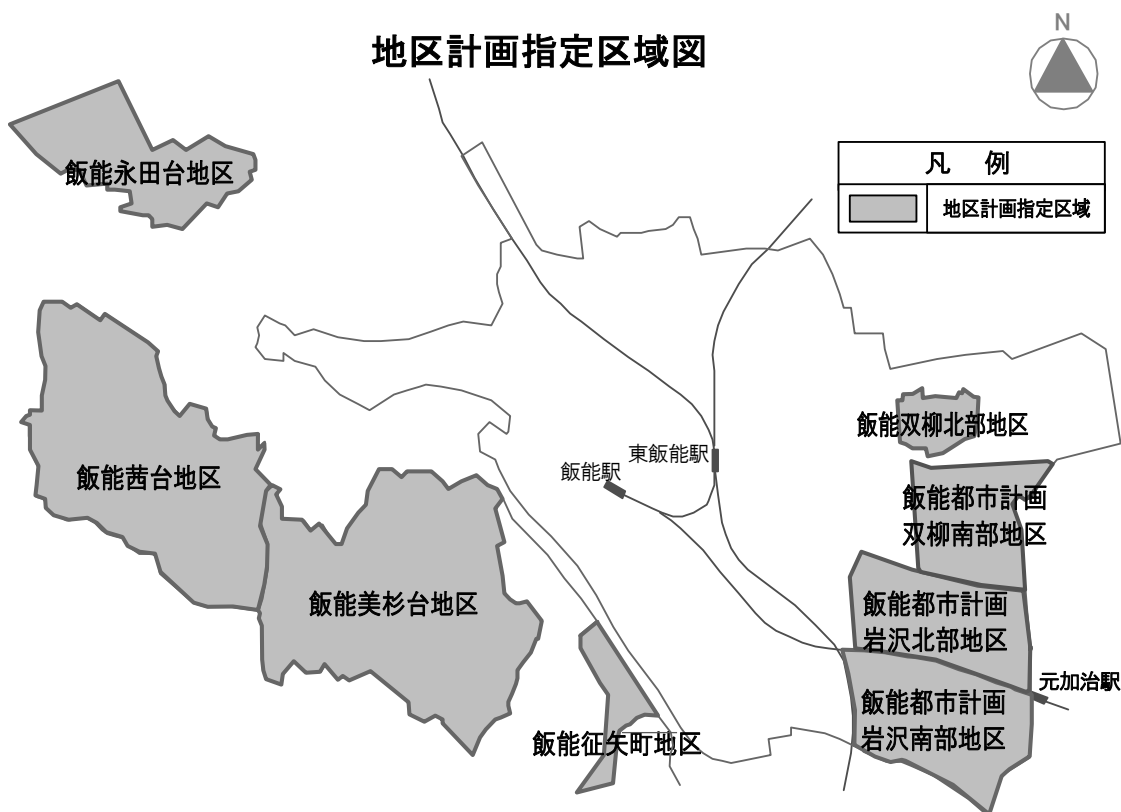
また、令和元年7月5日、双柳南部土地区画整理事業の見直しに伴い、新たに双柳南部地区において地区計画を指定した。

地区計画決定状況

令和4年4月1日現在

地区名	指定面積	当初決定	最終変更	概要
飯能美杉台地区	約 153.8ha	S63.07.19 市 76	H23.12.05 市 328	用途制限、高さ制限、形態・意匠、建ぺい率、容積率、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能永田台地区	約 46.0ha	H01.07.07 市 86	H23.12.05 市 328	用途制限、高さ制限、形態・意匠、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能双柳北部地区	約 13.5ha	H19.08.28 市 228	—	最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能都市計画 岩沢北部地区	約 44.2ha	H21.07.03 市 184	—	用途制限、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能都市計画 岩沢南部地区	約 55.4ha	H21.07.03 市 184	H21.10.06 市 270	用途制限、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能征矢町地区	約 11.4ha	H21.10.06 市 270	—	かき・さく、壁面後退、形態・意匠
飯能茜台地区 (旧飯能大河原地区)	約 137.7ha	H23.03.29 市 84	H26.02.07 市 34	用途制限、建ぺい率、容積率、最低敷地、かき・さく、壁面後退、樹木による緩衝帯の緑化(B地区) 【建築条例あり】
飯能都市計画 双柳南部地区	約 48.4ha	R1.07.05 市 67	R3.03.03 市 43	最低敷地、かき・さく、壁面後退 【建築条例あり】

地区計画指定区域図



(6)生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内における農地等の農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定するものである。

本市では、平成4年12月10日に当初指定(243地区、約51.73ha)、平成19年8月28日に市街化区域に編入された双柳北部地区の追加指定(7地区、約4.06ha)をしている。指定後買取り申出等により解除した地域もあり、現在188地区、約35.58ha(令和3年12月1日飯能市告示第338号)を指定している。



4 都市施設

(1)都市計画道路

道路は、土地利用と並びまちづくりの根幹をなし、市民の日常生活と都市活動を支える最も基幹的な施設である。このうち、都市計画決定された道路が都市計画道路である。

本市では、現在24路線34.12kmが計画決定され、その整備状況は、約25.93kmが整備済である(令和4年4月1日時点)。

中心市街地に集中する国・県道の交通混雑を緩和し、市街地の交通の円滑化を図るため、阿須小久保線の整備等、早期完成に向けて事業を進めている。

都市計画道路の決定

令和4年4月1日現在

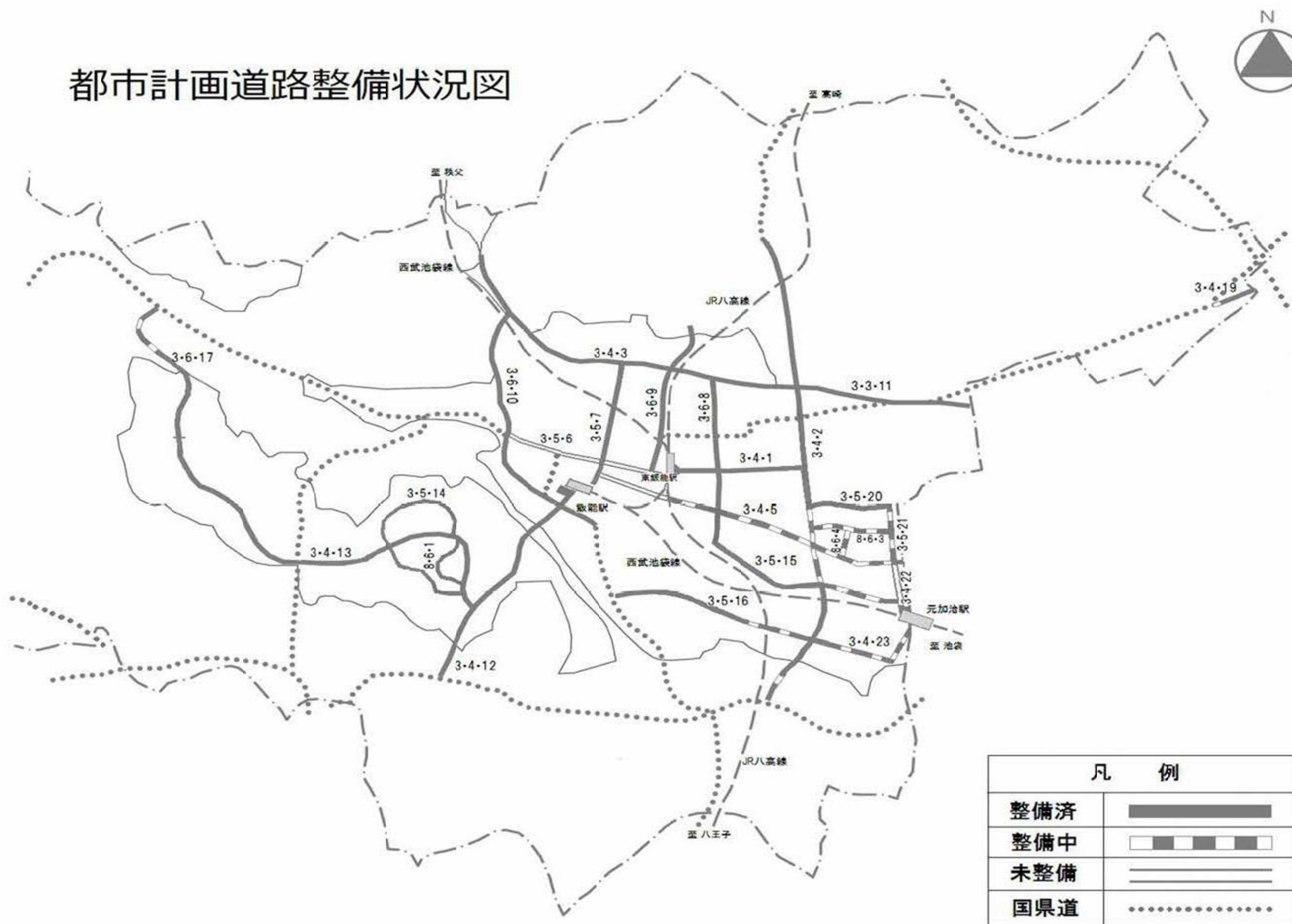
路線番号	名称	位置		幅員(m)	延長(m)	当初決定告示	最終変更告示	摘要(m ²)
		起点	終点					
3・4・1	東飯能駅東口駅前通り線	栄町	大字双柳字中宿	18	930	S41.03.22 建0792	H04.07.31 県1059	駅前交通広場 4,000
3・4・2	阿須小久保線	大字阿須字菅沢	大字小久保字八幡沢	16~18	4,080	〃	R03.03.03 市0042	
3・4・3	青木大久田線	大字双柳字上ノ台	大字飯能字愛宕	16	2,800	〃	H09.10.24 県1438	
3・4・5	久下六道線	柳町	大字岩沢字滝ノ上	16	2,330	S26.06.07 建0584	H06.06.17 県0923	
3・5・6	中央通り岩根橋線	東町	山手町	15	1,130	〃	S47.04.25 市0099	
3・5・7	飯能駅前通り線	仲町	大字中山字角廻前	11~15	1,140	〃	H21.10.06 県1336	
3・6・8	双柳中居線	大字双柳字水押	大字青木字大南西	11~16	1,130	〃	S47.04.25 市0099	
3・6・9	前田通り中居線	東町	大字中居字神鍬	11	1,300	〃	〃	
3・6・10	川寺上野線	南町	大字中山字鶴舞	11~16	2,220	〃	H09.10.24 県1438	
3・3・11	飯能所沢線	大字双柳字丙新田	大字双柳字上ノ台	23.5	1,230	S55.02.05 県0164		
3・4・12	飯能駅南口駅前通り線	南町	大字岩沢字前ヶ貫	16	1,810	S56.03.17 県0419	S62.11.20 県1870	駅前交通広場 4,500
3・4・13	飯能南台大河原線	美杉台三丁目	大字大河原字清水入	16~18	3,370	〃	H11.01.22 県0126	
3・5・14	飯能南台環状線	大字矢嵐字芝口ヲネ	大字矢嵐字滝沢	12	1,820	S56.03.17 市0040		
3・5・15	双柳岩沢線	大字双柳字水押	大字岩沢字樋ノ口	12	1,760	S59.10.12 市0178	H06.06.17 市0101	
3・5・16	川寺岩沢線	大字川寺字芝際	大字岩沢字中内手	12	1,510	〃		
3・6・17	大河原永田線	大字大河原字清水入	大字永田字西ヶ谷戸	10	1,540	S60.10.02 市0134	H17.07.19 市0182	
3・4・19	狭山飯能線	大字芦荻場字上ノ原	大字芦荻場字笹井道	16	370	S61.05.16 県0737		
3・5・20	東原巽原線	大字双柳字東原	大字双柳字巽原	12	550	H04.07.31 市0084		
3・5・21	巽原滝ノ上線	大字岩沢字滝ノ上	大字双柳字巽原	12	490	〃	R01.07.05 市0065	
3・4・22	元加治駅北口駅前通り線	大字岩沢字滝ノ上	大字岩沢字樋ノ口	16	420	H06.06.17 県0923		駅前交通広場 2,500
3・4・23	元加治駅南口駅前通り線	大字岩沢字松原	大字岩沢字中内手	16	820	H06.12.02 県1659		駅前交通広場 1,500
8・6・1	飯能南台歩行者専用1号線	大字矢嵐字芝口ヲネ	大字矢嵐字滝沢	10	570	S56.03.17 市0040		
8・6・3	六道巽原線	大字双柳字六道	大字双柳字巽原	9	560	H04.07.31 市0084	R01.07.05 市0065	
8・6・4	巽原清水ノ上線	大字双柳字巽原	大字岩沢字清水ノ上	9	240	〃		
計 24 路線					34,120			

都市計画道路整備状況

令和4年4月1日現在

路線番号	名 称	計 画		種別延長		整備済(m)	未整備(m)	備 考
		幅員(m)	延長(m)	幅員(m)	延長(m)			
3・4・1	東飯能駅東口駅前通り線	18	930	18	930	930		整備済
3・4・2	阿須小久保線	16~18	4,080	16	2,730	2,200	530	整備中
				18	1,350	980	370	〃
3・4・3	青木大久田線	16	2,800	16	2,800	2,800		整備済
3・4・5	久下六道線	16	2,330	16	2,330	236	2,094	一部整備中
3・5・6	中央通り岩根橋線	15	1,130	15	1,130		1,130	未整備
3・5・7	飯能駅前通り線	11~15	1,140	11	540	540		整備済
				15	600	600		〃
3・6・8	双柳中居線	11~16	1,130	11	780	780		〃
				16	350	350		〃
3・6・9	前田通り中居線	11	1,300	11	1,300	1,300		〃
3・6・10	川寺上野線	11~16	2,220	11	1,110	1,110		〃
				16	1,110	1,110		〃
3・3・11	飯能所沢線	23.5	1,230	23.5	1,230	1,230		〃
3・4・12	飯能駅南口駅前通り線	16	1,810	16	1,810	1,810		〃
3・4・13	飯能南台大河原線	16~18	3,370	16	1,480	1,480		〃
				18	1,890	1,890		〃
3・5・14	飯能南台環状線	12	1,820	12	1,820	1,820		整備済
3・5・15	双柳岩沢線	12	1,760	12	1,760	1,168	592	整備中
3・5・16	川寺岩沢線	12	1,510	12	1,510	1,020	490	〃
3・6・17	大河原永田線	10	1,540	10	1,540	1,000	540	〃
3・4・19	狭山飯能線	16	370	16	370	300	70	一部整備済
3・5・20	東原巽原線	12	550	12	550	550		整備済
3・5・21	巽原滝ノ上線	12	490	12	490		490	整備中
3・4・22	元加治駅北口駅前通り線	16	420	16	420		420	未整備
3・4・23	元加治駅南口駅前通り線	16	820	16	820	160	660	整備中
8・6・1	飯能南台歩行者専用1号線	10	570	10	570	570		整備済
8・6・3	六道巽原線	9	560	9	560		560	整備中
8・6・4	巽原清水ノ上線	9	240	9	240		240	〃
計 24 路線			34,120		34,120	25,934	8,186	

都市計画道路整備状況図



(2) 駅前交通広場

駅前交通広場は、鉄道駅を中心として、鉄道、自動車、人等を結び、効率的な交通処理を図ることを主な目的とし、鉄道駅に接して配置される都市交通施設であるが、同時に都市空間における公共空間として位置付けられ、市の玄関としての修景的な性格をあわせ持っている。本市では、飯能駅南口駅前交通広場については、飯能駅南口駅前通り線と併せ整備し、平成元年3月に供用開始し、東飯能駅東口駅前交通広場については、双柳土地区画整理事業により用地を確保し、東飯能駅東西自由通路の整備と併せ、平成12年10月に供用開始した。

駅前交通広場整備状況

令和4年4月1日現在

駅前交通広場名	鉄道駅名	面積(m ²)	計画決定	備考
東飯能駅東口	JR・西武池袋線 東飯能駅	4,000	S41.03.22 (H04.07.31)	整備済 (平成12年供用開始)
東飯能駅西口	JR・西武池袋線 東飯能駅	2,600	—	整備済 (平成15年供用開始)
飯能駅北口	西武池袋線 飯能駅	4,156	—	整備済 (平成4年供用開始)
飯能駅南口	西武池袋線 飯能駅	4,500	S56.03.17 (S62.11.20)	整備済 (平成元年供用開始)
元加治駅北口	西武池袋線 元加治駅	2,500	H06.06.17	未整備
元加治駅南口	西武池袋線 元加治駅	1,500	H06.12.02	未整備

※計画決定欄の()内は、最終変更年月日。飯能駅北口は鉄道事業者による施行。

(3) 都市公園

都市公園は、都市における良好な生活環境の形成、都市災害に対する安全性の確保、増大するスポーツ・レクリエーションの場として、都市生活に不可欠なオープンスペースである。

本市においては、令和4年4月1日現在で、52箇所、119.69haが整備済となっている。

都市公園整備状況					令和4年4月1日現在	
公園名	種別	計画決定	面積(ha)	開設年月日	備考	
前田公園	街区公園	S41.06.17	0.35	S45.03.31		
玉宝公園		S45.03.16	0.22	〃		
柿堂公園		〃	0.31	S46.07.14		
上ノ台公園		〃	0.23	S47.04.01		
橋場公園		〃	0.24	S49.04.03		
水押公園		〃	0.30	〃		
中央公園	近隣公園	S61.06.03	2.71	H12.04.01		
美杉台公園	地区公園	H02.07.31	7.71	H01.04.01		
阿須運動公園	運動公園	H08.02.23	18.62	S58.04.01		
トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園	地区公園	H06.06.17	7.57	H09.07.01		
岩沢運動公園	都市緑地	H08.02.27	3.73	H10.04.01		
あさひ山展望公園	近隣公園	H20.07.17	3.60	H23.04.08		
龍崖山公園	近隣公園	—	3.84	H25.03.24		
久下地藏公園	街区公園	—	0.04	S62.04.01		
中山遊戯公園		—	0.03	〃		
見晴らし公園		—	0.49	H01.04.01		
ひかり公園		—	0.24	〃		
稻荷町公園		—	0.08	H02.03.31		
もみじ公園		—	0.28	H04.04.01		
こぶし公園		—	0.26	H07.04.01		
永田台中央公園		—	0.73	H09.04.01		
なかよし公園		—	0.05	〃		
ふれあい公園		—	0.20	H11.04.01		
いちご公園		—	0.23	H18.03.01	H13.3.1仮称にて供用開始	
おひさま公園		—	0.12	H18.03.01	H14.3.1仮称にて供用開始	
ひだまり公園		—	0.25	H20.01.10		
ゆうひ山公園		—	1.15	H20.01.10		
加能里遺跡公園		—	0.26	H22.02.14		
あじさい公園		—	0.25	H23.03.26		
あかね公園		—	0.31	H25.03.24		
柳原公園		—	0.21	H27.03.14		
やまざくら公園		—	0.23	H30.04.01		
ひかり橋緑地		都市緑地	—	0.94	H14.04.01	
美杉台緑地			—	11.28	〃	
夕日之沢緑地			—	2.51	〃	
前原沢緑地			—	0.48	〃	
西八ツ川1号緑地	—		0.90	〃		
西八ツ川2号緑地	—		2.15	H21.07.15		
西八ツ川3号緑地	—		3.87	H23.04.01		
あさひ山1号緑地	—		1.07	〃		
あさひ山2号緑地	—		2.59	〃		
釜下沢緑地	—		4.37	〃		
龍崖山緑地	—		20.23	H25.03.24		
茜台緑地	—		11.97	〃		
駒坂緑地	—		1.97	〃		
カモシカ1号緑地	—		0.05	〃		
カモシカ2号緑地	—		0.03	〃		
カモシカ3号緑地	—		0.02	〃		
つきのひろば	緑道	—	0.11	H14.04.01		
しみずのひろば		—	0.11	〃		
いしのひろば		—	0.09	〃		
こびきのひろば		—	0.11	〃		
計			119.69			

主な都市公園位置図



(4)下水道

下水道は、市民の日常生活や生産活動から生じる汚水等を衛生的に処理し、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、市民が健康で文化的な生活を営むための都市づくりに不可欠な施設である。

本市の下水道事業は、昭和28年に78.46haについて事業認可を受け、下水道管きよ整備を開始した。その後、令和2年3月には第20次の事業計画(変更)を策定し、双柳南部土地区画整理事業の見直しに併せて計画の変更を行った。

終末処理場は、昭和39年に終末処理場建設事業の認可を受け、昭和41年に供用を開始した。当時、計画汚水量を1人当たり220ℓ/日として建設した終末処理場は、生活水準の向上による水使用の増加と市街地の拡大に伴う汚水流出量の増大によって、処理能力が限界に近づいたため、昭和49年3月に第4次変更認可を受け、新施設の建設に着手した。この新施設は昭和50・51年の2か年をかけ実施設計を行い、昭和52年から建設に着手、昭和54年4月に終末処理場の名称を「飯能市浄化センター」とし、昭和55年に完成、同年7月から供用を開始した。



飯能市浄化センター

下水道法事業計画(変更)一覧表

	当初	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	8次	9次	10次
事業計画(変更)年月日	S28.4.28	S37.3.31	S39.2.5	S43.12.10	S49.3.23	S58.3.18	S61.11.21	S63.1.18	H3.3.5	H5.2.26	H5.7.19
面積 (ha)	78.46	98.99	98.99	193.01	412.28	660	660	660	738	775	775
計画汚水量(日最大) (m ³ /日)	—	—	9,801	9,801	23,484	23,890	25,780	25,780	26,300	26,346	26,346

	11次	12次	13次	14次	15次	16次	17次	18次	19次	20次
事業計画(変更)年月日	H8.3.5	H12.7.12	H18.3.3	H18.10.10	H20.3.18	H22.3.5	H23.3.29	H26.3.18	H30.2.21	R2.3.6
面積 (ha)	1,166	1,282	1,282	1,282	1,282	1,282	1,282	1,293	1,293	1,293
計画汚水量(日最大) (m ³ /日)	42,702	49,831	37,087	38,400	38,400	29,800	29,800	29,700	29,100	29,100

令和3年度末実績
(公共・飯能処理区)

処理面積	1080,6 ha
処理人口	56,255 人
流入汚水量	25,209 m ³ /日

(5)その他の施設等

処理施設等

都市で快適な生活を営むために欠くことのできないものとして処理施設がある。処理施設には、ごみ焼却場、汚物処理場などがあり、これらの施設を建設するには、都市計画全般との調整を図る意味から、その敷地の位置を原則として都市計画決定することになっている。

処理施設等計画決定状況

令和4年4月1日現在

飯能市クリーンセンター(ごみ焼却ごみ処理場)			
当初決定	S55.03.05 市 40	備考	処理能力 ごみ処理施設 80t/24h (40t×2 炉) 粗大ごみ処理施設 11.8t/5h ※平成 29 年度施設建替えにより処理能力のみ変更、都市計画変更なし
面積	約 2.8ha		
計画変更	S60.10.23 市 140	備考	都市計画道路の変更に伴う若干の区域変更
面積	約 2.8ha		
計画変更	R4.2.17 市 43	備考	新施設の建築に伴い現地を精査した結果、一部区域の見直しが必要となったため
面積	約 2.94ha		
飯能市環境センター(汚物処理場)			
当初決定	H07.01.23 市 4	備考	処理能力 62kl/日
面積	約 0.75ha		

広域飯能斎場(火葬場)			
当初決定	S33.12.19 建 2184	備考	名称 飯能市火葬場 火葬炉 1 基
面積	1.11ha		
計画変更	S55.03.05 市 41	備考	名称 飯能斎場 火葬炉 6 基
面積	1.8ha		
計画変更	S60.07.18 市 89	備考	火葬炉 6 基
面積	0.8ha		

5 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法により土地の区画形質を変更し、道路、公園等の公共施設を一体的に整備することで、健全な市街地を形成するものである。

本市では、昭和初期から前田、樽ヶ谷戸の耕地整理が進められ、現在の市街地の基盤となった。その後、昭和31年に久下土地区画整理事業に着手し、中山地区、双柳地区、前ヶ貫・矢嵐地区及び独立行政法人都市再生機構施行の飯能南台地区など370.4haの面的整備が完了しており、整備率は69.3%となっている。現在施行中の土地区画整理事業は、笠縫地区、双柳南部地区、岩沢北部地区、岩沢南部地区の計4地区164.4haであり、市街化区域面積1,144.0haに対し、完了した地区を含め市街地整備区域は534.8haとなっている。平成21年7月3日、岩沢北部地区及び岩沢南部地区については、早期完了に向けて事業の見直しを行い、事業を継続するエリアと地区計画によるエリアに分けて整備することとして、事業区域を縮小した。平成25年6月7日には、飯能大河原土地区画整理事業の換地処分を行った。令和元年7月5日、双柳南部地区については、早期完了に向けて事業の見直しを行い、事業を継続するエリアと地区計画によるエリアに分けて整備することとして、事業区域を縮小した。

土地区画整理整備状況

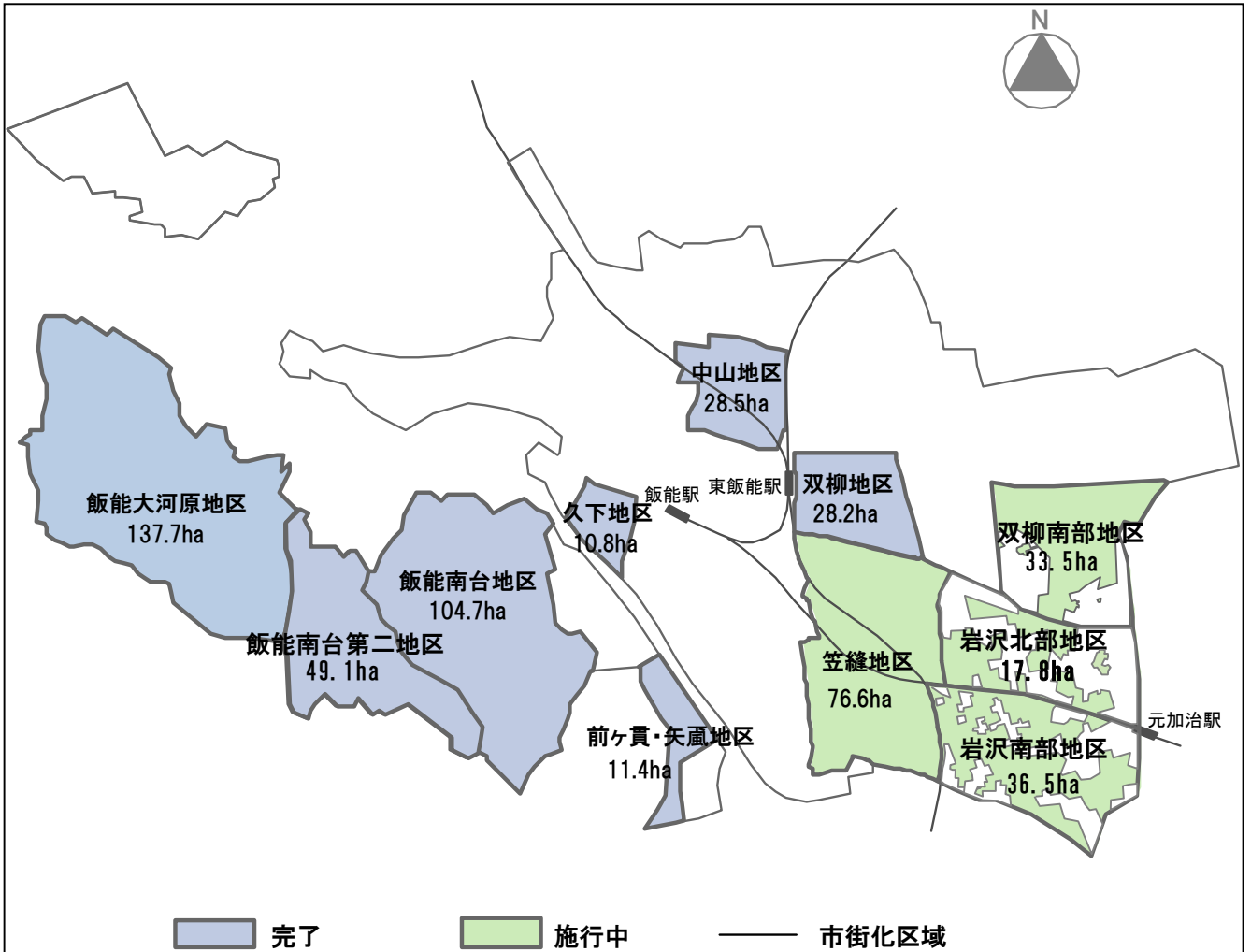
令和4年4月1日現在

事業地区名	面積(ha)	区域決定	当初事業計画 公告日	事業期間* (年度)	減歩率 (%)	換地処分	備考
久下(組合)	10.8	S31.07.11	S31.07.11	S31~S57	18.62	S57.05.07	完了
中山(市)	28.5	S36.04.03	S38.04.08	S38~S47	23.67	S47.08.11	完了
双柳(市)	28.2	S38.12.14	S41.11.24	S41~S53	24.36	S53.11.10	完了
飯能南台 (機構)	104.7	S56.03.17	S57.01.06	S56~H05	50.00	H06.02.18	完了
前ヶ貫・矢嵐 (市)	11.4	H05.02.26	H05.04.26	H05~H17	19.27	H17.04.01	完了
飯能南台第二 (機構)	49.1	H06.01.14	H08.04.24	H08~H22	53.50	H23.03.25	完了
飯能大河原 (機構)	137.7	S60.11.15	H04.05.28	H04~H25	37.80	H25.06.07	完了
笠縫(市)	76.6	S59.10.12	S63.02.10	S62~R6	23.97		施行中
双柳南部(市)	33.5	H04.07.31	H04.12.10	H04~R20	23.94		施行中
岩沢北部(市)	17.8	H06.06.17	H06.12.12	H06~R10	20.38		施行中
岩沢南部(市)	36.5	H06.12.02	H08.03.15	H07~R10	12.65		施行中

(組合): 組合施行、(市): 市施行、(機構): 独立行政法人都市再生機構施行

* 清算期間を含まず

土地区画整理事業箇所図





森林文化都市 飯能市

飯能市の都市計画

令和4年(2022年)6月発行

編集・発行 飯能市建設部都市計画課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

電話 042(973)2268(直通)

URL <https://www.city.hanno.lg.jp>

E-mail toshi@city.hanno.lg.jp